

三井住友信託ラップ口座電子開示サービスのシステム移行にあわせて、2023年12月11日付で「三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款」を変更します。変更内容については新旧対照表をご参照ください。

また、「三井住友信託ラップ口座電子開示サービス利用規定」は廃止します。

【三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款 新旧対照表】 (変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
<p>第14条（報酬の額および支払の時期に関する事項）</p> <p>1. 三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬 四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の2つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただきます。契約期間タイプは、固定報酬型は1年、成功報酬併用型は5年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。</p> <p>固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の2年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の5年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の50%とします。</p> <p>上記期間の計算上、当社の投資一任運用商品の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が2カ月以内（前契約の契約終了日とその2カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合）のときは、運用期間が継続しているものとみなします。当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします（店番・口座番号が異なる場合は対象となりません）。ただし、法人のお客さまが三井住友信託ファンドラップを契約終了および再契約した場合は対象外とします。</p> <p>（以下、変更なし。記載省略）</p>	<p>第14条（報酬の額および支払の時期に関する事項）</p> <p>1. 三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬 四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の2つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただきます。契約期間タイプは、固定報酬型は1年、成功報酬併用型は5年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。</p> <p>固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の2年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の5年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の50%とします。</p> <p>上記期間の計算上、三井住友信託ファンドラップまたは三井住友信託SMAの契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が2カ月以内（前契約の契約終了日（出金日）とその2カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合）のときは、運用期間が継続しているものとみなします。当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします（店番・口座番号が異なる場合は対象となりません）。ただし、法人のお客さまが三井住友信託ファンドラップを契約終了および再契約した場合は対象外とします。</p> <p>（以下、変更なし。記載省略）</p>
<p>第17条（取引報告書の交付）</p> <p>当社は、投資信託の取引について、お客さまに対し取引報告書を交付します。三井住友信託ラップ口座電子開示サービス（以下「<u>同サービス</u>」といいます）をご利用いただいているお客さまには、取引日（基準価額決定日）ごとに作成する取引報告書（金融商品取引法第37条の4が定める契約締結時交付書面）をインターネット上の専用サイトで交付します。同サービスをご利用でないお客さまには、上記の取引報告書（金融商品取引法第37条の4が定める契約締結時交付書面）に代えて、取引内容を週次で取りまとめた取引報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令第110条1項5号口書面）を郵送で交付します。</p>	<p>第17条（取引報告書の交付）</p> <p>当社は、投資信託の取引について、お客さまに対し取引報告書を交付します。電子交付することについて承諾いただいているお客さまには、取引日（基準価額決定日）ごとに作成する取引報告書（金融商品取引法第37条の4が定める契約締結時交付書面）を電子交付します。電子交付することについて承諾いただけないお客さまには、上記の取引報告書（金融商品取引法第37条の4が定める契約締結時交付書面）に代えて、取引内容を週次で取りまとめた取引報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令第110条1項5号口書面）を郵送で交付します。</p>